

(仮称)彦根市子ども・若者支援センター事業(案)**1 事業目的**

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、困難を有する子ども・若者を総合的にサポートあるいは支援をコーディネートしていく総合相談窓口として、「(仮称)彦根市子ども・若者支援センター」(子ども・若者の育成支援に関する相談に応じることや関係支援機関の紹介、必要な情報の提供や助言を行う拠点)を設置し、自立を支援する。

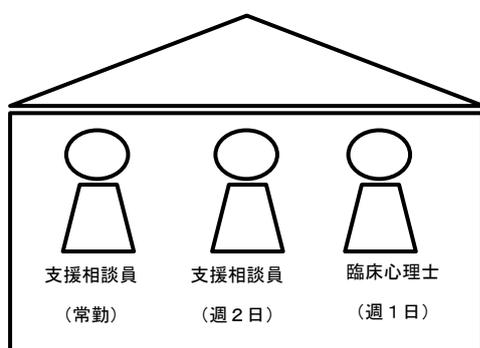
2 実施主体

実施主体は、彦根市とする。なお、彦根市が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 対象者(市内在住者)

社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を有する者(概ね39歳まで)とその家族を対象とする。

- ・ 在学中に支障をきたした者
- ・ 中学校を卒業し、進学も就労もしていない者
- ・ 高校や大学へ一旦進学したがその後中退し、現在は何もしておらず所属を無くした者
- ・ ニート(若年無業者)やひきこもりといった社会的自立に困難を抱えた20代、30代の若者等を中心に支援

4 子ども・若者総合相談センターの概要(平成28年10月1日開設予定)

開設場所	〒522-0041 彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター3階
開設日	月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
開設時間	午前9時～正午 午後1時～午後5時
電話番号	0749-XX-XXXX (FAX 兼用)
メールアドレス	XXXXXXXXXXXX
相談体制	支援相談員(常勤1、非常勤1)、 臨床心理士(非常勤1)

- ・ 支援相談員が相談に応じる。
- ・ 臨床心理士による心理カウンセリング支援を行う。(週1回:予約制)
- ・ 子ども・若者の居場所として、週2回サロン活動を行う。(半日程度)
- ・ 相談・連携後の支援終了までの追跡については、支援相談員はもとより、関係支援機関の協力も得て行う。

5 業務内容(予定)

- (1) 面接、電話等による相談
- (2) 心理カウンセリング相談(予約制)
- (3) 同行支援
- (4) 関係機関・支援団体へのリファー
- (5) 支援相談員としての業務
 - ・ 複数の関係支援機関による支援や継続した支援・見守り
 - ・ 個別ケース検討会議の準備、支援計画の検討・作成、進行管理、支援方法の見直し、訪問支援